

救護施設あじさい一時入所事業実施要綱

この要綱は、救護施設あじさい（以下「施設」という。）の実施する一時入所事業に関して、必要な事項を定めるものとする。

1 目的

種々の要因により一時的に居宅生活が困難となった被保護者もしくは要保護者を、短期的に施設に受け入れ支援することにより、引き続き在宅での生活の維持を可能にすることを目的とする。

2 対象者

1 一時入所の対象となる者は、被保護者もしくは要保護者のうち、次の各号いずれかに該当する者とする。

- (1) 居宅で生活する精神障害者等であって、一時的に精神状態が不安定になる等様々な理由により居宅生活が困難な者。
- (2) 病院の入院患者であって、退院に向けた居宅訓練や、居宅確保等生活基盤の環境を整えるために一時的に救護施設に入所することが適当な者。
- (3) その他、福祉事務所長が一時入所の必要性があると認めた者。

2 1のいずれかに該当し、施設において入所判定を行い、施設長が入所を必要と認めた者。

3 申請及び決定

1 福祉事務所長が2の要件を満たした者を入所させようとする時は、救護施設あじさい一時入所利用依頼書（様式1）を施設へ提出するものとする。

2 一時入所利用にあたり、福祉事務所は施設に対して利用者にかかる必要な情報提供を行う。

なお、福祉事務所は、一時入所を必要とする可能性がある者について、極力事前に本人、施設、医療機関その他関係機関との間で、一時入所を必要とする場合等の対応について協議・調整を図るものとする。

4 利用の期間

利用の期間は、原則として7日以内とする。

ただし、やむを得ない理由等がある場合は、福祉事務所と施設で協議を行い、一時入所期間が1か月を超えない範囲で延長をすることができる。

その際、福祉事務所長は利用期間変更の決定を、救護施設等あじさい一時入所利用変更依頼書（様式2）により、施設へ通知するものとする。

5 費用負担

1 福祉事務所長は、被保護者もしくは要保護者の一時入所に要する経費を支弁するものとする。

2 施設への支弁額は、平成20年3月31日付、厚生労働省発社援第0331011厚生労働事務次官通知「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」において定める額とする。

3 入所時の生活にかかる実費相当額については、施設が定めた額を対象者が原則として利用期間最終日に当施設へ支払うものとする。

（附則）この要綱は、平成26年8月1日より施行する。